

**東日本大震災により被災された
協会けんぽ加入の皆様へ**

健診・保健指導の際に支払った料金の還付が受けられます

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
協会けんぽでは、次の(1)、(2)に該当する方に対し、協会けんぽが実施する健診・保健指導を受けた際に支払った自己負担相当額の還付を行っています。

- (1) 協会けんぽ加入の、
- ① 35歳～74歳の被保険者の方
 - ② 20歳～34歳で当年度に偶数年齢になる女性被保険者の方
(子宮がん検診のみ)
 - ③ 40歳～74歳の被扶養者の方

- (2) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域に住所を有する方であり、(地震の発生以後、他市町村へ転入した方を含みます。)震災の被害により、以下のいずれかに該当する方
- ① 住家が全半壊(全半焼)した
 - ② 被保険者の方が重篤な傷病を負っている
 - ③ 被保険者の方の行方が不明である
 - ④ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された
 - ⑤ 長期避難世帯となった
 - ⑥ 上記①～⑤に準じた事情にある

➤ 還付対象となる健診等は次のとおりです。

- 生活習慣病予防健診
- 特定健診
- 特定保健指導

➤ 還付申請の提出の際には次の書類が必要です。

- ◆ 東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書
- ◆ 領収書(コピー可)
- ◆ 協会けんぽが発行する免除証明書(コピー可)

詳しい申請方法などのお問い合わせはこちらまでご連絡ください



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

〒060-8524 札幌市北区北7条西4丁目3-1 新北海道ビル4階

☎ 011-726-0352

還付請求にかかるQ&A

Q：健診等受診者本人以外の口座に振込みは可能ですか？

A：健診等受診者様の同意があれば可能です。ご希望の場合は、受取代理人欄の記入が必須となりますのでご注意ください。

Q：複数の受診者の生活習慣病予防健診費用を事業所が一括で支払っているため、個人毎の健診費用が分かる領収書がありません。

A：お手数ですが、東日本大震災の被災に伴う自己負担相当額還付申請書（生活習慣病予防健診）に、事業主様、若しくは受診した健診機関から自己負担相当額等を証明いただいたうえで、申請してください。

※上記が困難な場合や、被扶養者の方で、領収書の再発行等が困難である場合は、協会けんぽの支部にご相談ください。

Q：還付申請の際に、罹災証明書等は必要ですか？

A：協会けんぽが発行する免除証明書が必要となりますが、免除証明書発行の際に、罹災証明書等が必要になる場合があります。

Q：申請してからどれくらいの期間で振り込まれますか？

A：概ね、3週間程度と見込んでいますが、多くの方からの申請が集中した場合などにより、振込みが遅れる場合があります。

Q：還付対象期間を教えてください。

A：平成23年3月11日～平成24年3月31日までに受診した方及び、その受診した結果による特定保健指導を受けた方が対象となります。